

# ＝懲戒請求＝（秘書広報課の青木課長と総合政策部の大矢次長に対し）

2016年9月20日(火)

門真市 総務部人事課 中野康宏課長 殿

申立人：門真市市議会議員 戸田ひさよし

連絡先：門真市新橋町 12-18-207

電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

メール：toda-jimu1@hige-toda.com

証拠資料として以下を提出する。

文書1：＜宮本市長への「動画文字起こし校正」要請（「7/13 候補者討論会」動画での「砂子小関連部分発言」に関して）：9/2(金)夕方提出＞（以下単に「9/2 要請文」とか「9/2 文書」とか略する事がある）

文書2：当職の「9/16 本会議一般質問の原稿」

文書3：宮本市長の「9/16 本会議答弁書」（起案者：秘書広報課課長 青木正照）

（件名2：宮本市長が議会質問のための事実確認を、詭弁と無所属議員差別で妨害した事件について）

動画1：宮本市長の対応拒否糾弾！砂子小関連発言確認で：6分38（9/5(月)17：30 過ぎに撮影）

<https://www.youtube.com/watch?v=iywCXxBxdFM>

動画2：宮本市長のデタラメ！秘書広報課長が文書管理違反！9・16：14分27（9/6(火)15：55 撮影）

<https://www.youtube.com/watch?v=MUJVIP-GwYw>

動画3：宮本市長が「文書回答するな」命令！ウソデタラメが次々と！18分20（9/6(火)17：40 に撮影）

<https://www.youtube.com/watch?v=yXY1BDszwul>

（この3本はUSBに入れて提出する）

## 【1：懲戒請求対象者】

- (1) 秘書広報課課長 青木正照
- (2) 総合政策部次長 大矢宏幸

## 【2：懲戒請求事由】

< 1：門真市文書管理規程第51条及び第52条への違反 >

< 2：その他の非行（幹部職員として為すべき業務を為さなかった業務懈怠） >

## 【3：懲戒請求事由の具体】

< 1：門真市文書管理規程第51条及び第52条への違反 > について

- 1：青木課長と大矢次長は、9/5(月)17：30頃、当職の議員控え室を訪問し、当職が9/2(金)夕方に宮本市長あてに提出した「9/2 要請文」に対する宮本市長の拒否対応を伝達する折りに、当職に対して「9/2 要請文」原本を返却しようとした。（動画1：）
- 2：この行為は「市が保有する文書」を放棄するものであり、門真市の文書管理規程に明白に違反する。
- 3：上記行為（以下「9/5 違反行為」とも呼ぶ）を直接実行したのは青木課長であるが、課長よりも上級の幹部である大矢次長はその場に同席していながら、この青木課長の違反行為を全く咎める事無く、明らかに青木課長の違反行為に同調容認していたので、大矢次長もまた、「文書管理規程違反行為の共同犯」である。
- 4：さらに青木課長と大矢次長は、翌9/6(火)の屋前後に宮本市長と面談し、9/5夕方の「戸田議員面談」との結果報告と当職から市長への要求事項（・「9/2 要請文」への誠実対応・「対応拒否」ならばその旨文書で回答せよ・最低限、市長の言い分を文書で伝達せよ）を伝達した上で、宮本市長と当職への対応を協議し、9/6(火)の15：55頃に当職の控え室を訪れたのであるが、この時も「9/2 文書」を当職に返却しようとする「文書管理規程違反行為」を行なった。（以下これを「9/6 違反行為」とも呼ぶ）
- 5：この「9/6 違反行為」に対して、当職が「それは文書管理規程違反やろ」と指弾したところ、青木課長と大

矢次長は、「文書管理規程違反に該当する」事は一応認めたものの、「指摘されるまで違反を自覚せずに2度も違反行為を重ねた事への痛切な反省」の様子は示さなかった。

またこの時、当職が青木課長に対して「宮本市長が文書返却するように指示したのだろう」と質問したところ、「いや、自分の独断で発案し実行しました」、との回答を繰り返すばかりだった。(動画2:)

また当職は、文書管理規定違反を確認するために、委総務部法務監察課の狩俣政美課長を同席させて、再度面談する事を要求した。

6: 9/6(火)の17:40頃、青木課長・大矢次長の他に狩俣法務監察課課長と吉田議会事務局長が同席して、当職との面談が行なわれ、席上、狩俣法務監察課課長が「青木課長が行なった市の保有文書の返却行為は、市の文書管理規定に違反する」、と明言した。(動画3:)

7: 9/16(金)本会議における当職の一般質問<件名2:宮本市長が議会質問のための事実確認を、詭弁と無所属議員差別で妨害した事件について>(文書2: )に対する宮本市長の答弁(文書3: )において、  
「市に提出された文書」については、「門真市文書管理規程第14条に基づき、関係する課において受領し、同規程第51条及び第52条に基づく保存年限により保存すべきものと認識しております」、との認識が示され、また、青木課長の「9/5違反行為」と「9/6違反行為」が、市長の指示ではなく、「青木課長の独断で発案実行された」、との趣旨の答弁がなされた。

<2:その他の非行(幹部職員として為すべき業務を為さなかった業務懈怠)>について

1: 「議員が議会質問の準備のために市に提出した文書」を、2日に渡って「議員に突き返す」という行為自体、「文書管理規定違反」であるのみならず、「非礼で社会的常識に著しく反する行為」であり、市の幹部職員たる者が行なってよい行為ではなく、「非行」に該当する。

2: また、青木課長と大矢次長は、「戸田議員との9/6(火)の2度にわたる面談」(15:55~と17:40~)での青木課長発言、および「9/16宮本市長答弁」によれば、9/6(火)の昼前後に宮本市長と面談した折りに、  
{9/5夕方に「9/2文書を戸田議員に返却しようとして、受け取り拒否された」事を市長に全く報告しなかった}

という事になっている。

もしそうであれば、青木課長も大矢次長も「市長に当然報告すべき事を報告しなかった」という「業務懈怠」を冒したものだと言わねばならない。

#### 【4:重要な補足事項】

1: しかしながら、これまで誠実に諸規則を遵守して業務遂行してきた事で定評のある青木課長と大矢次長が、宮本新市長の指示命令無しに、突如として文書管理規定違反を発案して2日に渡って実行したとは、信じ難い面がある事は否めない。

「宮本市長が9/2文書の戸田議員への返却を命令したので、青木課長らがそれに従った」、「9/6の市長との協議の場で、9/5夕方の戸田議員の文書返却拒否について市長に報告したが、再度返却を命じられた」、と考える方がはるかに合理的である。

2: もしもそうだとすると、(1)青木課長や大矢課長が戸田議員に対して再三に渡ってウソをついた。

(2)一般質問の答弁協議に提出した市の回答文や答弁原稿において、虚偽の記述をした。

(3)9/16本会議において宮本市長が虚偽の答弁をした。

(4)宮本市長が自分の保身のために部下にウソをつかせ、虚偽の答弁案を書かせた。

・・・と言う事になり、この事件は「市長が部下にウソと犠牲を強要した事件」となる。

3: よって、「誰であっても条例規則の違反は許さない」という「綱紀肅正の厳しい立場」で真相を究明して、「断固たる処分」を導き出す事を強く求めるものである。 以上